

国及び他県の観光振興条例の構成

	-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
組織名	国	北海道	岩手県	千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	岐阜県	愛知県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県	長崎県	熊本県	鹿児島県	沖縄県
条文名	観光立国推進基本法	北海道観光のつくり方条例	岩手県観光立国推進基本条例	千葉県観光立国の推進に関する条例	神奈川県観光振興条例	新潟県観光立国推進条例	元気とやま観光振興条例	あなただけの観光立国条例	愛知県観光振興基本条例	和歌山県観光立国推進条例	ようこそよこすけ観光立国条例	しまね観光立国条例	ひろしま観光立国推進基本条例	もてなしの徳島観光立国条例	あひめお接待の心観光立国条例	あつたか高知観光条例	長崎県観光振興条例	ようこそくまもと観光立国条例	観光立国かごしま県民条例	沖縄県観光振興条例
条文数	27条	17条	13条	20条	20条	12条	18条	18条	18条	15条	20条	3条	27条	19条	14条	14条	22条	29条	27条	34条
施行年月日	H19.1.1	H13.10.19	H21.7.1	H20.3.28	H22.4.1	H21.1.1	H20.12.19	H19.10.1	H20.10.14	H22.4.1	H21.7.3	H20.3.21	H19.1.1	H21.6.25	H22.4.1	H16.8.6	H18.10.13	H20.12.22	H21.4.1	S55.3.1
議員提案	議		議				議		議	議		議	議		議	議			議	
1 目的																				
2 用語の定義																				
3 基本理念																				
4 各主体の責務・役割																				
・国（との連携）																				
・県																				
・市町村（との連携）																				
・県民																				
・観光関係団体																				
・観光事業者																				
・旅行者																				
5 基本施策																				
・情報発信・PR、観光案内の充実																				
・宿泊観光の促進																				
・外国人観光客の誘致																				
・教育旅行の誘致																				
・MICE誘致																				
・観光の魅力づくり																				
・人材育成																				
・もてなしの向上・心の醸成																				
・大学等との連携																				
・国際交流の促進																				
・観光地のサービス評価																				
・ニューツーリズムの促進（エコツアー、産業観光等）																				
・観光産業の振興（観光事業者の経営基盤強化等）																				
・地場産品の活用																				
・広域連携																				
・景観（環境）保全																				
・修景美化区域等の指定																				
・やさしい観光地づくり（ユニバーサルデザイン）																				
・観光旅行の安全確保																				
・外国人観光客の受入体制の整備																				
・観光地における情報表示の規格統一化																				
・観光基盤（交通施設等）の整備																				
・観光旅行の容易化及び円滑化（休暇取得促進等）																				
6 市町村計画の策定支援																				
・重点地区・重点分野の指定による市町への支援																				
7 県民運動																				
・観光学習の促進（観光に関する普及啓発）																				
・観光週間（観光の日）の設定																				
・団体・個人の表彰																				
8 基本計画の策定																				
・年次報告（公表）																				
9 観光統計の整備																				
11 財政上の措置																				
12 審議会等の設置																				
13 推進体制の整備																				
14 不当な行為の禁止（罰則規定）																				